

# 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業のご案内



しあわせ信州

**対象医療：B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変の治療**

## 入院治療の場合

肝がん又は重度肝硬変の治療で保険適用のもの

## 通院治療の場合

肝がん治療のうち「分子標的薬化学療法」、「肝動注化学療法」または「粒子線治療」で保険適用のもの

**助成要件：全てに当てはまる場合は医療費助成の可能性あり**

- ① 2年以内に対象医療費が高額療養費を超えた月が1か月以上ある
  - ② 世帯年収が概ね370万円以下\*である  
(※金額は目安。詳細はホームページをご確認ください)
  - ③ 国民健康保険、組合健康保険など公的医療保険に加入している
- 注) 本事業の「指定医療機関」または「保険薬局」で受けた医療が助成対象となります

〈カウントの方法〉

肝がんや非代償性肝硬変の医療費の一部負担額(1~3割)が高額療養費算定基準を超えた場合カウントします。

1回目のカウント

入院又は通院  
1月目

保健所へ参加者証の交付申請を行ってください

**医療費の助成!**

2回目のカウント  
1回目のカウント

入院又は通院  
2月目

助成対象月を含む過去24か月以内(連続した2か月である必要はありません)

医療機関から医療記録票の交付を受けてください  
医療機関に臨床調査個人票の作成を依頼してください

受診の際は医療機関の窓口に参加者証を提示してください

会計の際に医療機関や保険薬局(通院の場合)の窓口で医療記録票への医療費等の記載を依頼してください

申請し、事業への参加が認められると対象医療費の自己負担額が月額1万円となります

※通院医療費は一旦お支払いいただき、後日保健所へ償還(払い戻し)請求をしてください

裏面もご覧ください

## 申請に必要な書類

### 年齢に関わらず提出する書類

- ① 参加者証交付申請書 → 県ホームページ<sup>\*</sup>または保健所で取得してください
  - ② 臨床個人票及び同意書
  - ③ 医療記録票の写し
  - ④ 肝炎治療自己負担限度額月額管理票の写し（核酸アナログ製剤治療の助成を受けている者に限る）
- 医療機関に交付、作成を依頼してください

### 上記に加えて提出が必要な書類

#### 70歳未満の場合

- ⑤ 医療保険の被保険者証（健康保険証）の写し
- ⑥ 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
- ⑦ 申請者の住民票の写し [コピー不可]

#### 70歳以上の場合

- ⑤ 「医療保険の被保険者証（健康保険証）及び高齢受給者証の写し」または「後期高齢者医療被保険者証の写し」

#### ▶所得区分が「一般」にあたらぬ場合は以下も提出

- ⑥ 申請者の住民票の写し [コピー不可]
- ⑦ 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の写し

#### ▶所得区分が「一般」にあたる場合は以下も提出

- ⑥ 申請者及び世帯全員の住民票の写し [コピー不可]
- ⑦ 申請者及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類

※申請書類の様式や制度の詳細を長野県ホームページで公開しています

⇒「長野県 肝がん」で検索してください

### 申請に関する問合せ先、申請先（住所地を管轄する保健所へ提出してください）

保健所(保健福祉事務所)	電話番号	保健所(保健福祉事務所)	電話番号
佐久保健福祉事務所	0267-63-3163	松本保健福祉事務所	0263-40-1950
上田保健福祉事務所	0268-25-7154	大町保健福祉事務所	0261-23-6526
諏訪保健福祉事務所	0266-57-2926	長野保健福祉事務所	026-225-9045
伊那保健福祉事務所	0265-76-6836	北信保健福祉事務所	0269-62-6311
飯田保健福祉事務所	0265-53-0443	長野市保健所	026-226-9960
木曽保健福祉事務所	0264-25-2232	松本市役所(障害福祉課)	0263-34-3036

制度に関するお問い合わせは、長野県庁感染症対策課（026-235-7148）までお願いします